

令和元年度第1回こども・子育て支援会議ひとり親家庭等自立支援部会会議録(令和元年9月26日)

中井こども家庭課長代理	定刻になりましたので、ただいまから、「令和元年度 第1回こども・子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援部会」を開催させていただきます。 本日は、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、事務局を担当いたします、こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理の中井です。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、まずはじめに、お集まりいただいております委員の皆様のご紹介させていただきます。お手元の資料1の名簿をご参照ください。五十音順にて本日の出席者の皆様をご紹介させていただきます。 まず、専門委員の皆様です。 社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会 事務局長の浅井委員でございます。 関西福祉科学大学 社会福祉学部 教授の遠藤委員でございます 大阪商工会議所 中小企業振興部 部長兼経営相談室長の太田委員でございます。 公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会 会長の北委員でございます。 大阪大谷大学 人間社会学部 教授の農野部会長でございます。 大阪市民生委員児童委員協議会 副会長の矢野委員でございます。 大阪弁護士会 弁護士の藤井委員は20分程遅れて到着されるそうです。 次に、関係者の皆様です。 大阪労働局 職業安定部 職業安定課の射手谷（いてや）課長補佐でございます。 一般社団法人 おおさか人権ネットワークの安田代表理事でございます。 NPO法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西の山口理事長でございます。 また、本日は、徳永委員・廣瀬委員・宮田委員は所用のため、ご欠席されております。 こども・子育て支援会議条例第9条の規定により、部会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は、過半数のご出席をいただいておりますことを、ご報告いたします。 続きまして、事務局をご紹介します。 こども青少年局子育て支援部長の高井でございます。 同じく 子育て支援部こども家庭課長の瑞慶覧でございます。 また、本日は、庁内プロジェクトチームである「ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチーム」の構成員が出席しております。構成員につきましては、資料1の裏面をご参照ください。 それでは、会議に先立ちまして、こども青少年局子育て支援部長の高井よりご挨拶を申し上げます。
--------------------	---

高井子育て支援部長	改めましてこんにちは。こども青少年局子育て支援部長の高井と申します。「こども・子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援部会」の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。 委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、本会議にご出席を賜り誠にありがとうございます。 また、日頃よりひとり親家庭等自立支援施策の推進にご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。 さて、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」でございますが、平成 27 年 4 月に策定しまして令和元年度までの 5 年間を計画期間としておりまして、今年度が最終年となります。この間、この計画に基づきましてひとり親家庭等の自立促進を推進して参ったところでございます。一方で、平成 26 年 8 月に、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されまして、本市におきましても平成 30 年 3 月に「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定したところでございます。こちらのほうの貧困対策におきまして実態調査をした中で、こどもの貧困の背景にひとり親家庭の窮状があるということも明らかになってきているというところでございます。本市といたしましては、この両計画に基づいて、ひとり親家庭の自立支援施策に力を注いできたところでございます。 本日は、現行の自立促進計画に掲げました施策目標に対する取り組みの成果と課題についてご説明させていただきます。昨年 10 月に実施いたしましたひとり親家庭等実態調査の結果報告、また次期計画策定の実施等についてご説明させていただきます、ご議論をいただきたいと思っております。 本日、ご出席の委員の皆様方のご意見を踏まえまして、ひとり親家庭等に対する自立支援策がより充実したものとなるよう一層取り組んで参りたいと考えておりますので、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、開会にあたりまして私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
中井こども家庭課長代理	続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日の資料としまして ・次第 ・資料 1「名簿」 ・資料 2「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27 年度～平成 31 年度（令和元）年度）」に基づく事業実施評価について ・資料 3－1「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27 年度～平成 31 年度（令和元）年度）」関連施策一覧表 ・資料 3－2「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」関連施策 進捗状況 ・資料 4－1「平成 30 年度 大阪市ひとり親家庭等実態調査報告書」 ・資料 4－2「平成 30 年度 大阪市ひとり親家庭等実態調査質的データ分析報告書」 ・資料 5「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」について ・ひとり親家庭等自立支援施策の体系 ・メモ

	最後に本日の追加資料としまして ・各都市のひとり親家庭等自立促進計画の指標 参考資料としまして 現計画（ピンク色の冊子）、各種パンフレット類 不足している資料はございませんでしょうか。 そうしましたら、会議の進行を農野部会長にお願いしたいと思います。昨年度に引き続き、農野部会長どうぞよろしく願いいたします。
農野部会長	はい、ありがとうございます。それでは、会議の次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。まず、会議の公開につきまして、今回の会議は公開となっておりますが、本日の傍聴者について事務局からご報告願います。
瑞慶覧課長	本日は傍聴者はおりません。
農野部会長	はい、ありがとうございます。 先ほども高井部長様のお話の中にもありましたが、今日はこれまでの策の実施評価、そして実態調査の結果そして今後令和２年から６年度にかけての自立促進計画についてご審議いただくという形になっております。 特に３番目の自立促進計画の中には基本理念や、あるいは視点、あるいは施策の実施後のアウトカム評価や指標についてもぜひご意見いただきたいと思いますのでそういうことを念頭に置きながら進めていただければと思います。本日は４時までを目途にしておりますが、ぜひその時間の中で活発なご意見を頂戴したいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。 それでは、議事に移りたいと思います。 一つ目の議題は、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27 年度～平成 31（令和元）年度）」に基づく事業実施評価についてです。これについて事務局からご説明をよろしくお願い致します。
中井こども家庭課長代理	では、事務局の方よりご説明させていただきます。 資料の方につきましては資料２、資料３-１、３-２が一つ目の議題に関連する資料でございます。資料３-１、３-２につきましては、関連施策一覧表が３-１、関連施策の進捗状況が３-２ということで、昨年度の実績と今年度の予定を掲載させていただいているものでございます。時間がありましたらこちらも紹介させていただきたいのですが本日は時間の関係で３-１、３-２の説明につきましては割愛させていただきます、今回が現計画の最終年度ですので、資料の２の方をもちまして事業実施評価について説明をさせていただきたいと思います。資料２の方をご覧いただけますでしょうか。 大阪市では、平成 27 年４月に、ひとり親家庭に対する自立支援施策を総合的に示す計画として、31 年度までを計画期間とする「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、関係部局とともに当事者団体等の関係団体とも連携し、施策の充実を図ってきたところであります。 当計画に掲げております「就業支援」、「子育て・生活支援」、「養育費確保に向けての支援」、「経済的支援」、「サポート体制の充実」という５本柱の施策目標の達成に向け、ひとり親家庭等自立支援施策の充実に取り組んできました。各施策の取り組みの成果と課題につきまして説明させていただきます

主なものとして、まず1つめは就業支援です。①としましてひとり親家庭等就業・自立支援センター事業です。今いるこの愛光会館の中で実施している事業なのですが、ひとり親家庭の父または母、寡婦に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供、無料での職業紹介など一貫した就業支援サービスを実施しているところです。

今、藤井委員が到着されました。これで本日出席予定の委員がすべて揃いました。どうぞよろしくお願いいたします。

また、在宅就業に関するセミナーの開催や、在宅就業者として就業開始間もない時期に、仕事の受注、検品、納品等に関する基本的なノウハウの提供・コーディネート等を行う在宅就業支援事業を実施しているところです。

続きまして②番、ひとり親家庭等自立支援給付金事業です。こちらは所得制限を設けて実施している事業で、各種の給付金がございます。

まず一つ目「自立支援教育訓練給付金」です。

こちらの給付金は仕事に必要な資格や技術を身につけるために講座を受講した場合にその講座にかかる費用を一部補助する給付金事業です。介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、こういった講座を申請されている方が多いです

この給付金事業につきまして 29 年度より雇用保険の教育訓練給付金対象者にも拡充、今年度より特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の講座も対象としたところです。

続きまして「高等職業訓練促進給付金」です。

こちらの事業は就職や転職に有利な資格を取得するために養成機関に1年以上通う必要がある場合に、養成機関に通っている間に生活費等を支給するという給付金事業です。一番よく利用されているのは看護師資格の取得を目指す方が、看護師の専門学校に3年通っている間に給付金を支給するという事業でございます。

こちらの事業につきましては資料の裏をめくっていただけますでしょうか。平成30年度より「こどもの貧困対策事業」として市町村民税非課税世帯に対し、もともとは月額10万円の支給だったのですが14万1千円に拡充したところです。また令和元年度より課税世帯に対しましても修業期間の最後1年間の金額を、月額7万円から10万5百円に引き上げております。あと、修業期間をそれまで上限3年だったのを4年に拡充しております。

続きまして「高等職業訓練促進資金貸付金事業」です。これは、今申し上げました高等職業訓練促進給付金事業と関連するものなのですが、専門学校に入学する際に必要な入学準備金の貸し付けを行っている事業でございまして、平成28年度より新規事業として50万円を上限に入学準備金を貸付けるという事業を実施しております。

次に「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」です。こちらは高校中退された方が国の高等学校卒業程度認定試験を目指すために、民間にあります講座を受講された際にその講座にかかる受講費用を補助する制度でして、平成30年度より「こどもの貧困対策事業」として受講終了時に対象経費の6割相当額、合格時に4割相当額の支給に拡充を図ったところでございます。またこちらの事業はひとり親のこどもさんも対象としており、こどもさんの対象年齢は20歳から25歳未満に拡充も

行っております。

最後が、「専門学校等受験対策事業」です。こちらは先ほども申しあげました看護師を目指す方は看護の専門学校に通われるのですが、その専門学校に入学を目指すために予備校に通われる方がおられまして、その予備校に通う受講費用を補助する制度として新たに平成 30 年度より「こどもの貧困対策事業」として実施した事業です。

これら就業支援に関わる事業としての取り組みの成果と課題でございます。

就業相談・職業紹介、就業支援講習会等の能力の開発、就業機会の創出等を行っております。ひとり親の就業は、子育てと生計の役割をひとりで担う難しさから、希望と現実の就労にミスマッチが生じやすく、正規職員としての雇用割合が低く、こどもの貧困状況の要因のひとつになっています。

その様な中、資格取得による就労は有効であり、「高等職業訓練促進給付金」等は、事業拡充前の平成 29 年度の新規給付者 66 人に対し、平成 30 年度は 108 人と増加しており、今後も成果が期待できます。

またひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就職者数は、好景気も相まって平成 26 年度以降減少しているが、行政機関や関係団体と連携を図ることで、就業相談件数は年々増加傾向にあるところです。

今後とも、安定した生活を送るための自立支援、就業意欲の喚起と就職促進を図り、本人の状況や生活条件に即した、きめ細かな就業支援を進めることが必要であります。

続きまして 2 本目の柱、子育て・生活支援です。

まず一つ目、ひとり親家庭等日常生活支援事業でございます。資料 3 ページをご覧ください。この事業はひとり親家庭の父または母、寡婦が自立するために就学や疾病などにより一時的に生活援助や保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員の派遣や、家庭生活支援員の自宅で保育を行う事業です。

次にひとり親家庭住宅です。

ひとり親家庭に対して、一般の市営住宅の入居募集とは別に毎年 5 月に特別抽選を行い、市営住宅への優先入居を図っております。

3 つめ、保育施設等の利用調整に関する特別の配慮です。

保育施設等の利用調整につきましては、ひとり親家庭の就労等により子どもを保育できない家庭が、同条件で両親のいる家庭よりも優先的に利用できるような点数を高く設定しております。

こちらは平成 30 年度に先ほど給付金事業の拡充と合わせて、就労に加え就学についても利用調整の点数を高く設定したところでございます。

取り組みの成果と課題についてですが子育て支援、生活支援につきましては、ひとり親家庭等を含む子育て世帯に対する支援策をはじめ、ひとり親家庭等を対象とした支援策の推進を図っております。

特に、「日常生活支援事業」においては、ひとり親家庭のニーズに十分対応できるよう、家庭生活支援員の増員に取り組んでおります。引続き家庭生活支援員の増員、制度の利用促進のための広報周知の充実が必要であります。

また、市営住宅への優先入居につきましては毎年 5 月に実施しておりますが、ひ

とり親の優先選考枠として毎年 225 戸同数を確保してきております。

平成 30 年度より保育施設等の利用調整について、ひとり親家庭の親が就職や転職に有利な資格取得がしやすいよう、ひとり親の就学についても点数を高く設定しております。

今後とも、就業・自立を図るため、子育て支援サービスの推進及び生活の場の確保が重要と考えております。

続きまして 4 ページをご覧くださいませでしょうか。

養育費確保に向けての支援です。まず 1 つ目、広報・啓発活動の推進ということで、平成 29 年度より養育費に関する特化したパンフレットを新たに作成し、離婚届を取りに来た方に対して区役所の窓口で離婚届と共に配布を行っております。あと養育費セミナーの開催も行っております。

2 つ目。無料専門相談の実施ということで区役所において弁護士による法律相談を実施しております。

各区役所で年 2 回、大阪市全体ですと年 48 回、つまりおおむね週 1 回どこかの区役所で無料の法律相談を 2 時から 4 時まで行っております。おひと方 30 分ですので 1 回につき 4 コマという枠設定になります。こういった無料相談を大阪市弁護士会のご協力のもと平成 28 年度から新たに開始したところです。

またこの愛光会館におきましても弁護士による法律相談を行っておりまして、こちらは毎月第 2 水曜日 午後 1 時～4 時、それと第 3 水曜日 午後 6 時～8 時 に実施しております。

平成 30 年度より第 2 水曜日を第 2 土曜日に日時を変えて利便性を図っているところでございます。

次に契約弁護士による随時法律相談ということで「ひとり親家庭サポーター」という区役所に配置しておりますひとり親の専門の相談員がいるのですが、相談員の事前相談により状況に応じて、弁護士事務所での訪問相談を今年度より新たに開始したところです。

次にひとり親家庭サポーターによる同行支援ということで、離婚を考えている方の精神的負担・不安を和らげるため、弁護士事務所や公証役場、家庭裁判所等にひとり親家庭サポーターが同行を行うという支援を今年度より新たに開始しました。養育費の取り決めにあたって有効な公正証書を作成するためにおひとりで公証役場に行くのが不安な方に相談員と一緒に同行するというのを始めたところです。

④番、公正証書の作成には手数料がかかりますので、そういった手数料分を補助する制度も今年度から新たに開始したところです。こういったことにより養育費の取り決めに推進し、その取り決めた内容をできるだけ公正証書などの債務名義化、債務名義というのは将来養育費が滞ったときに強制執行できる権利のことなのですが、できるだけ債務名義化を促進していく事業を展開しているところです。

次に⑤番、養育費の保証ということで、いくら取り決めにきっちりかわしてもそのあとの養育費が滞ってしまうということも多々あることから、民間保証会社が養育費を保証するというプランを組んでいるところがあり、ひとり親の方がその民間保証会社と養育費の保証契約を結んだときに保証契約にかかる保証料を本市が補助する制度も今年度より新たに実施したところです。

養育費確保の取り組みの成果と課題のところですが、各区に配置しているひとり親家庭サポーターによる離婚前相談や、就業・自立支援センターによる無料法律相談、養育費に関するパンフレットの配付、それから大阪弁護士会と連携して、無料相談を実施しているところです。

しかしながら、養育費の取決め率や受給率につきましては、平成 29 年 12 月に公表された全国の割合に比べて本市での受給率はいまだ大変低い状況にありますことから、元年度より今申し上げました養育費の取決めから保証、履行確保までの課題を解決するための総合的な支援を行い、債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るための「養育費確保のトータルサポート事業」というのを拡充したところです。

養育費の受け取りはこどもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機となるよう、今後についても、引き続き養育費の相談体制の充実を図るとともに広報啓発活動を推進し、受給向上を図る必要がございます。

続きまして 4 番、経済的支援でございます。まず一つ目母子父子寡婦福祉資金でございます。

こちらは経済的自立と生活の安定を図るため、無利子や低利子で各種資金の貸付を行っております。一番よく利用されているのは子供の就学にかかる資金がよく貸付利用されております。

2 つ目は児童扶養手当というところでございます。手当の詳細な制度は割愛させていただきますが、こちらは国制度に基づいているところなのですが、下から 3 行目、平成 28 年 8 月分から第 2 子以降の加算額を増額し、また 30 年 8 月からは、こちらは所得制限がありまして、一定所得を越えますと一部支給、最後は全部停止という制度になるのですが全部支給となる所得制限の限度額を 30 年 8 月分から引き上げ、いわゆる緩和という形に制度改正になっております。あとそれからこれからののですが、今年度の 11 月分から支払い回数を今までは 4 か月分ずつ年 3 回支給だったところを 2 か月分ずつ年 6 回支給に見直しを行っていかうとしているところでございます。あとその他の優遇制度としまして、ひとり親家庭医療費助成、JR 通勤定期の特別割引、有料の自転車駐車場の利用料割引という制度がございます。取り組みの成果と課題としましては、収入の少ないひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するために児童扶養手当制度や貸付金制度、医療費助成制度などを実施しております。児童扶養手当につきましては、平成 25 年以降を機にしまして受給者数については減っている状況でございます。

安定した仕事に就き経済的に自立できる支援が最も重要であるが、経済的援助や経済的負担を軽減するといった経済的支援策も生活の安定に重要であり、引続き効果的な給付・助成に努める必要がございます。

最後、サポート体制の充実です。

各区の保健福祉センターにおいて、就業支援の専門的知識をもつひとり親家庭サポーターが、各種相談に対応してきめ細かな就業相談を実施しているところでございます。

また、離婚後だけでなく、離婚を考えている方に対して、離婚に関する悩みに寄り添いながら離婚前相談を行い、情報提供や同行支援等行うとともに、各種の給付

	金の事前相談・申請受理も行っているところでございます。あと7ページのところ、民間団体との連携ということでより幅広い層へ支援の周知が可能となり、ひとり親家庭等の自立の取り組みを推進し、社会全体でひとり親を支えていく機運を高めていくということで、新たに平成30年度より連携を図っているところでございます。 取り組みの成果と課題でございますが、まず区役所での相談において、ひとり親家庭サポーターの相談窓口は昨年度まではすべての区役所週2日開設だったのですが今年度より、各区の相談実績等を加味し、8つの区において週3日開設に拡充しておるところでございます。 それから平成30年度より実施しております民間との連携につきましては今現在ですけれどもそこに記載の6法人4つの当事者団体様と株式会社2つ合わせて6法人と連携を締結しております。ひとり親家庭は、子育てをはじめとした日常生活面及び就業面でさまざまな悩みや不安を抱えていることから、引き続き身近な相談窓口、制度・支援策等に関する情報提供など相談機能・サポート体制の充実を図る必要があります。 また、必要な人が必要なサービスを受けることができるよう、引き続き広報周知に努める必要があります。事務局から説明は以上でございます。
農野部会長	はい、ありがとうございます。ただいま事務局さんの方からご説明いただきました内容に関して、何か委員の先生方、ご質問・あるいはご意見はございますか。
浅井委員	ひとり親就業支援2ページのところでございますけれども高等職業訓練促進資金貸付金事業を今回は実施しているところでございますので、補足と言いますか今の現状と言いますか28年から実施している中で現在は161名の方に50万円を限度として今貸し付けをしているところでございます。総額として7,500万円ほどの貸し付け額がございますけれどもそういった中で事業を活用していただいているという状況でございます。その中でも一名卒業されまして50万円の償還がされたという状況でございますので、報告させていただきます。
農野部会長	ありがとうございます。何かご質問、ご意見ございませんでしょうか
山口委員	先ほど説明がありました同じ1ページの高等職業訓練促進給付金のことでございますけれども、大阪市は就労補償に力を入れているということがよくわかりまして、はじめ10万を14万1千円に拡充したり、それから課税世帯に対しても就業期間、最後一年間月10万5百円、上限を4年に拡充されたということがあって、私は計算してたんですよ。毎月14万1千円×3年の場合36か月で507万6千円プラス5万円ですよ。最後の給付金で。 課税世帯の場合は7万500円になって最終年が11万500円、それであわせて304万3千円プラス最後の給付金で2万5千円が出ますよね。これで179名の方がそれを受けたということですのでごく大きな金額を税金から、シングルマザーとかシングルファザーの就労支援のためにお金を出しているとすごくわかるんですよ。それがどれだけ当事者の方に、大阪市にはこんな制度が、例えば看護師になるのに大阪市は33万出してくれるんだということで、じゃあわたしも頑張ろうと、私は知っているひとには大阪市このような制度があるんだとよく宣伝しますが、ここに住んでいる人はこれだけお金を大阪市は509万も出してくれるんだと自分が出せないなら大阪市が出してくれるのなら頑張ろうという気持ちにもっともっとなってもらえる

	ように今 197 名と書いておりますが、どんなふうにして私たちも宣伝していったらいいのかと非常に思いました。 うちの団体も一応連携団体に入っているのですが、何も出来ていないですが色々新しい情報なんかはフェイスブックとかホームページで宣伝するようにはしているのですがそれを思うのと、もう一つは企業側なんです。企業側がシングルマザーを雇いたいという方が非常に沢山います。この間うちの事務所に神戸と京都で焼き肉屋の店をやっていると。そこのオーナーさんが来られたんですが、職安に出されたんですが、職安に出された場合いろんな仕事を転々とされている人が来て本当にオーナーさんが雇いたい頑張れるシングルマザーがなかなか来てもらえないと。うちの場合は仕事の斡旋はNPO法人なのでダメなんですって、大阪市さんに相談されたらどうですかといったのですが、雇いたい側は一生懸命働いてくれるシングルマザー、シングルファザーを雇いたいというのはあるんですがこの情報がマッチできていない。看護師さんもどこも人手がないとよく聞くんですが飲食業は人手がない、いい人に来てほしい。でもどこに行ったらそんな人がいるのだろうか。企業側は非常に雇いたいと、保育の体制もするし、正職員も雇いたいと、普通のところではなかなか見つけられない、というのをおっしゃっていて大阪市はシングルマザーの就業支援の強化、いろんなサービスをされてますよとそのことをその人は知らなかったから一度市役所へ行かれたらどうですかといったんですが、専門家の方がこれほどの知恵をもって知見を結集したものが当事者にどれだけ伝わるのか、もっと拡充してもらいたいという感じです。
農野部会長	ありがとうございます。他いかがでしょうか。
太田委員	ご説明ありがとうございました。各項目におきましていろんな支援事業について拡充を働いてきたということがわかりました。しかも尚且つきめ細やかに実施されているなということがわかりました。一つだけ、前年度の養育費の確保というのが一つ大きな話題となっていて、わかる範囲でお答えいただけたらと思うのですが令和元年度にはいくつかの新しい事業を対策として実施されていると思います。4つぐらいあるのですがこの事業はそれぞれ元年度に入って4～5ヶ月経っていますけれども実施状況支援状況として上手くいっているのかどうかをざっくりでよいのでお聞かせいただければと思います。
農野部会長	事務局さん、コメントを頂けますか。
中井こども家庭課長代理	今、太田委員のほうからご質問いただきました、養育費確保事業、養育費のトータルサポート事業と銘打って今年度から拡充を図った部分が先ほどわたくしが説明させていただきました資料2の4ページのところの③④⑤このあたりが該当してくる、あと②の下の方が該当してくるのですが、もともと大阪市の養育費の取り決め割合、受給割合は低くございまして特に全国と比較してもさらに低いというところで施策が打てないかというところで、養育費におきましては離婚時に取り決めをしっかりとまず交わしていただくのが非常に重要。しかも取り決めてもそのあと養育費というのはこどもさんが一般的に成人するまでずっと毎月支払われるというかなり将来にわたって支払いが続くということです。継続的な履行確保が必要。この二つが大きなポイントではあるんですけれどもまず一つが取り決めのところをしっかりと図っていただくというところを促進したいというところで新たに始めたところな

	んですけれども、特に一つ国の方で民事執行法という法律の改正の動きがありまして実際に改正法が今年の 5 月に施行されたんですけれども改正の中身といたしまして強制執行の制度は今でもあるんですけれども強制執行するためには例えば給与の差押えとか預貯金の差押えはよくある制度なんですけどその制度を利用するためには相手方の預貯金口座、支店名まで特定しないと裁判所に申し立てができない、給与差押の場合は相手方がどこに勤務しているか把握をしないと申し立てができないということで、このあたりがなかなか現実問題として把握してないので強制執行できないという課題があったのですが、今回新たな民事執行法の改正でそういった相手方の情報をより入手しやすくなるというのが今回の改正法の一つというところの動きや内容でございます。そういったところもありましてできるだけ強制執行できるように養育費の取り決め内容をできるだけ債務名義にさせていただくのが有効ではないかということで今回始めさせていただいたのができるだけ公正証書を作ってもらったりとかというのではじめた事業でございます。 この公正証書の作成のところなんですけど、これは補助金という形で事業をやっておりまして今現在、10 名ぐらいが補助金申請してきていただいているところでございます。それからもう一つの取り決めた後、履行が止まってしまった場合の民間さんがそこを補助するという契約もあるのですがこれが⑤の養育費の保証なんですけれどもこちらの方が民間さんと契約して保証契約を大阪市に対して補助金申請していただいているのが現時点で 3 件ということになってございます。まだ 31 年から事業を始めたところですし、これから件数が増えていくという期待はしているところなんですけれども、現時点での申請状況というのは以上でございます。
農野部会長	よろしいでしょうか。ありがとうございます。
安田委員	この 5 年間のいろんな総括をされまして実績を出していただいているんですけれども、就業相談件数が年々増加傾向にあるということで資料 3-2 就業相談件数は 2,708 件、これはひとり親家庭就業自立支援センター事業で間違いなくひとり親家庭の方がこられていると、この数はそうなっていると。ただ下書いておりますしごと情報ひろばというこのクレオ大阪西でマザーズがやっている 1,726 件については女性の方の数ということですね。ひとり親家庭ばかりの 1,726 ではないということですね。
市民局	市民局なんですけれども、このマザーズの数値につきましては、女性という数値だけではございませんでして、男性も相談にこられる場所になっておりますので男性も含めた数になっております。
安田委員	それで、できたらですね上の数の 2,700 はひとり親家庭で、しごと情報ひろばには実際ひとり親家庭が何人きていてどれだけの人が就職に結びついたかという実績があった方がよいのではないかと。そういういろんなセンターでやっている事業の就職者数とか、高等職業給付金の請求 197 と 108 ですか、どっちが正しいのかよくわかりませんけども、そういう意味ではひとり親家庭にとってどうだったのかというデータがあったほうがわかりやすいのではないかという風に思いますのと、せっかく 30 年のこの後説明されると思うのですが報告書でいろんなひとり親家庭の実態が出ているという風に思うんですけどね、年収とか正社員の比率とか公的機関に行く比率とかいろんなものが今ざっと見たらでているのですがそういうものがこの

	5年間の間にどれだけ変わったのかというところまでやると大変な大阪市の作業になると思うのですが、そこまでやらなくてもこの5年間の評価の中にそういうものが反映できなかったのかなと、反映されているというならそれでいいのですが、反映されているのかというのが気になりまして言わせていただきました。
農野部会長	はい。ありがとうございます。今日の議題の中で促進計画の指標は参考資料となると思いますので。 ほかにかがでございましょうか。
遠藤委員	養育費確保に向けての支援のところなんですけれども、これは意見というより感想になるんですけれども、非常に今回令和元年から養育費確保のトータルサポート事業を立ち上げられて非常に総合的な取り組みを前向きにされているなど本当にきめ細やかな支援をされているなどと思ってみておりました。先ほど太田委員もおっしゃっていたようにどれくらい補助とかができてきているのかというのを私も知りたいなどと思っておりましたのでお聞きできてよかったなどと思っております。大阪市としては令和元年から始められたということでまだ数か月という感じになっているんですけれどもそれを利用しようという方に関して窓口で積極的な支援を行っておられるというふうに考えてよろしいでしょうか。わかっている範囲で結構ですので教えていただけたらと思います。
農野部会長	事務局さん、いかがでしょうか。
中井こども家庭課長代理	このサポート事業につきましてはこのサポート事業に特化したビラというのを作らせていただきまして、そのビラを離婚届を取りにこられる方に対して市民局さんを通じて各区役所にご協力を得て離婚届と共にそのビラも一緒に配布させていただいて周知の方図らせていただいているところでございます。
農野部会長	はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。非常にひとり親家庭の実態を把握しながら、またきめ細やかな制度を展開していただいていると、そういうことがうかがえるという意見をいただいているのですがよろしいですか。
北委員	うちは就労支援とかやっている立場と地域で相談を受ける立場身近なところで膨大な資料すごいなということで大変役に立つ結果だと思うんですね。特に最近のトータルサポートの中の補助金とかいろいろなところで身近なところで看護師さんというところで身近な介護士さんがいて子供が小さいところでどうしようと思って、准看護師の学校とか予備校とかそれにも助成ができるということでワンランク就労に向けて頑張ろうという方が身近におられて今度11月には試験がたくさんありますよね。10月とか。それに学校を受けるための、こちらは予備校になるんですけれども、准看護師と正看護のほうをやっぱり就労がいいからそこを目指して正看護師の方に試験を受ける方もいるということも紹介としてさせていただきました。
農野部会長	ありがとうございます。教育訓練や正職に向けての支援が柱となつてございますので今後とも見守っていただければと思います。もし特にご意見がなければ2番目の平成30年度の大阪市さんのひとり親家庭等実態調査の結果についてご説明に移っていただきたいのですがよろしいでしょうか。それでは事務局さんよろしく願いします。
中井こども家庭課長代理	そうしましたら、続きまして議題の2つ目でございます平成30年度の大阪市ひとり親家庭等実態調査の結果についてご報告させていただきます。資料につきまし

では資料 4-1 をご参照いただけますでしょうか。調査結果につきましてはかなりの内容がございます。本日も限られた時間ですので要点だけかいつまんだところをご説明させていただくということでご了承の方をお願いしたいと思います。まず資料 1 ページご覧いただけますでしょうか。調査の概要です。2 番目のところの調査概要ですけれども調査期間としましては、昨年の 11 月 16 日から 12 月 2 日まで郵送による調査を行わせていただきました。配布数としまして母子家庭と思われる世帯に 12,000 件、父子家庭と思われる世帯に 1,500 件送りまして、回収結果としましては総数 5,294 件ということで、そのうちひとり親家庭と推測されるというところの世帯を抽出しております。というのはあくまで住民票の世帯のところを判別しておりますので、中には単身赴任とかでその世帯にいらっしゃらないところも含まれるので、そういったところでしたらひとり親ではないということでご回答もいただいておりますので、そういった方々が非該当という形で 753 件となっております。回答結果としまして、母子家庭 4,094 件、父子家庭 421 件でございます。

あとそれからひとり親家庭のお子さんが 20 歳を超えられますとひとり親の制度上寡婦扱いになりまして、この寡婦の方につきましては本日もご参加いただいております北委員のところのひとり親家庭福祉連合会の会員の方にご協力を得まして、300 の配布を行いまして 250 件の回収を得たところでございます。資料の 2 ページをご覧くださいませでしょうか。この回収結果からまずひとり親家庭の世帯数というものを推計で出させていただきます。母子家庭につきましては 38,976 世帯、父子家庭につきましては 4,396 世帯ということで、その右にあります出現率というのがその表の左下に※印で大阪市内の総世帯の 1,479,000 世帯がございます。それに割り戻した率が出現率でして、母子家庭が 2.63%、父子家庭が 0.30%ということでございます。それぞれ内訳がございまして母子家庭のところにつきましては、網掛けのところをご覧ください。まず死別のところが構成割合だけですが 5.7%、離別が 77.4%、未婚非婚が 11.6%、その他 5.3%でございます。父子家庭につきましては死別が 22.7%、離別が 71.8%、未婚非婚が 0.7%、その他が 4.7%でございます。次に 3 ページご覧いただけますでしょうか。ひとり親家庭の平均像ということで主な項目を中心として表に掲載させていただいたものでございます。左側が母子家庭、右側が父子家庭ということです。上から 3 つ目の項目同居しているこどもの数ですが 30 年度今回調査が 1.6 人ということでございます。基本的にこの調査は 5 年に一回やっているんですけれども、前回は平成 26 年度に実施しておりますが、前回の調査は今回と少し対象者がちょっと違っておりまして児童手当受給者の中から抜粋してアンケートを取らせていただいております。1 つ前平成 20 年が今回と同じすべての対象のところから抽出しておりますので、少し経年比較としまして前々回平成 20 年と比較させていただきます。同居している子供の人数につきましては前々回は 1.7 人ということで、全国が平成 28 年度に実態調査をやっておりましてこれが 1.52 人となっておりますので、若干大阪市の方が多いということになっております。同居しているこどもの年齢ですとその下の欄です。これが 12.7 歳ということになっております。次に一つ飛ばしまして年間の総収入というところなんです。こちらは同居している親族の収入も含んだ平均の総収入のアンケート結果でございまして、年額で 290 万 8 千円となっております。死別でみますと 325 万円、離別の方で

すと 289 万 3 千円となっております、前々回が 229 万 9 千円ですので、そこよりは金額が上がっているというところでございます。全国においては 348 万となっております。次に年間就労収入でございます。就労収入ですので就労で得た収入だけを特化した平均ということでございまして、こちらは今回調査でいきますと 229 万 2 千円ということです。前々回が 181 万 2 千円ということになっております。なお全国は 200 万ジャストということになります。あとそれから下から 2 つ目です、養育費の受給割合です。こちらは 18.7% となっております前々回が 12% です。ちなみに前回は 8.9% ですので大阪市の場合の前回よりは倍増はしているのですが、全国は 24.3% ですので全国に比べると低いという状況でございます。あと一番下、持ち家の割合が 20.7% ということでこちらは死別の方ですと 55.8%、離別の方ですと 18.6% ということで種別によってかなり差がございまして。前々回が 18%、全国が 35% となっております。

時間の関係もありますので母子家庭の方を中心とした説明をこのまま続けさせていただきます。資料 10 ページご覧いただけますでしょうか。ひとり親家庭になった時に困ったことということで棒グラフの網掛けが母子家庭、下の斜線が父子家庭です。母子家庭の上から多い順に経済的に困ったが 71.8%、仕事と子育ての両立が困難だったが 46.6%、自分が精神的に不安定になったが 39.1% ということです。これは棒グラフ一番上の右に MA% と書いてございまして、この MA というのは複数回答という意味です。ですので今回は複数回答の計がこのような順になってございます。続きまして 18 ページをご覧いただけますでしょうか。こどもについて困っていることということで、お子さんのことでどのような悩み、困ったことがありますかという質問です。それに対して母子家庭の複数回答の結果です。一番上が進学のこと、それからしつけのこと、学力のこと、こういったことで悩まれているということで、これはその下の斜線が前々回の平成 20 年度調査ですので、ちょっと経年比較もさせていただきます。前々回でいきますと、一番上がしつけのこと、2 番目が進学のこと、3 番目が学力のことということで上位 3 つが同じなんです、若干比率が変わっているというところでございます。続きまして 21 ページご覧いただけますでしょうか。こどもが病気になった時の対応でございます。こちら上も上の網掛けが今回調査、下の斜線が前々回調査でございまして、一番多いのが仕事を休むなどして自身が看護する、これが 66.4%、次が親・兄弟姉妹などの親族に看護を頼むが 39%、仕事ではこども一人であることを我慢してもらおうが 29.9% となっております。その下の前々回と比べると上位 3 つは同じですが、若干ちょっと 2 位と 3 位の順位の割合が少し変わっているということでございます。

続きまして仕事に関するところで。就業形態ということで 32 ページご覧いただけますでしょうか。こちらは就業形態の変化ということで見にくくて恐縮なんですがいわゆる正規職員と非正規職員の割合を示したものです。しかも結婚前とひとり親家庭になる前、そしてなった直後と現在という 4 つの時点でそれぞれの時点でどの形態だったかというのを調査したところでございます。棒グラフの一番上の方、帯グラフを見ていただくと、結婚前は正職員の割合が 54% というところで一番高いんですが、ひとり親家庭になる前ですと 19.9%、なった直後で 23.4%、今現在で行くと正社員が 36.5% という割合になってございまして後その右にありますのがパー

ト・アルバイト、臨時職員、派遣職員というようないわゆる非正規雇用という形になっておりまして、結婚前であれば正規職員の割合が高いのですけれども、現在のところで行きますとまだまだやはり非正規雇用で働いておられる割合が多いというのが現状でございます。これが経年比較をしますとどうなるかというのが 33 ページでございます。特に一番右の現在のところの欄をご覧くださいませうでしょうか。一番上に正社員、正規職員のところ今申し上げました一番上の網掛けが 36.5%で今回調査です。その下の斜線が前回調査でこれが 26.3%一番下の濃い網が平成 20 年調査で 30.2%ということになっております。26 年調査は児童扶養手当受給者のみでするので比較対象としては少し留意が必要なんですけれどもそれでも過去と比べますと正規職員の割合は増えてきているというところでございます。ただやはり非正規職員の方が今現在でも多いというのが今の状況でございます。続きまして 42 ページをご覧くださいませうでしょうか。これはひとり親家庭になる前と後で仕事が変わったかどうかというアンケートでございます。上の網掛けが母子家庭でございまして、下の斜線が父子家庭でございまして。母子家庭で一番多いのが新たな仕事に就いた、これが 24.8%で次に変化なくそのまま仕事を続けたが 22.5%です。ちなみに父子家庭の場合ですと変化なくそのまま仕事を続けたが 48%で、一番多いということになっております。次にその右 43 ページをご覧ください。転職した、新たに仕事に就いたといった回答を受けられた方に聞いた質問で、求職活動をしているときに何か問題はありましたかという質問でございます。複数回答でございまして、上の網掛けが今回調査で下が前々回調査の結果でございます。母子家庭の結果でございますが、一番多いのが小さい子どもがいることを問題にされたが 30.1%です。その次が一番下の特に問題はなかったが 27.3%、その次が自分に向いている仕事かわからなかったが 19.8%ということで、前々回が一番多かったのが小さい子どもがいることを問題にされたが 40%、その次が年齢制限のためというのが 31.8%、その次が特に問題はなかったというのが 19.8%ということで、この 10 年前と比べると多少傾向は変わっているのかなというところでございます。

次に 46 ページをご覧くださいませうでしょうか。転職したいかどうかという質問でございまして一番多いのが転職するつもりはないというのが 36.7%、次が良い仕事があれば転職したいが 35.9%、どちらとも言えないが 18.8%というような結果になってございます。続きまして家計のところは冒頭で説明しましたので次に生活の状況ということで 70 ページをご覧くださいませうでしょうか。70 ページは今現在の生活状況をどのように感じていますかということで、一番多いのが苦しいが 43.2%です。次が普通 29.9%、次に大変苦しいが 22.6%という結果になってございまして、下が前回 26 年度の調査でございます。その次、その右の 71 ページをご覧くださいませうでしょうか。養育費に関する取り決め状況の割合でございます。先ほど受け取りについて 18.0%と申し上げたのですが、その前段の取り決め状況についてでございます。今回調査のところですが、上の帯グラフで取り決め内容が色々ございまして。文書での取り決め、公正証書、調停証書とか色々ございまして、割合としましてはその記載の%でございましていわずになんらかの取り決め、口約束を含めたなんらかの取り決めをしている割合は 43.3%ということでございまして。これは前回の平成 26 年度においては 28.0%ですのでなんらかの取り決めをしている割合は 15 ポイント

ほど改善されているという状況でございます。逆に取り決めていない方に対して取り決めをなぜしていないのかというところをお聞きしたのは 75 ページでございます。取り決めていない理由で一番多いのが、相手に支払う意思や能力がないと思ったから、これが 56.3%。次が縁を切りたいので要求しなかったからが 35.6%です。あとその次が相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから 16.6%ということでその次面会交流させたくないからというふうな理由が続いております。ちなみに 3 つめ 4 つめの理由のところのその下の斜線、これは 26 年調査なんですけれども 3 つめ 4 つめの質問については前回質問項目としてなかったもので、結果が出ていないということでございます。続きまして面会交流についてでございます。今回の調査で初めて質問を入れたものですが 84 ページをご覧くださいませでしょうか。面会交流の取り決めをしていますかというところの結果の帯グラフです。上段が母子家庭、下が父子家庭というところでございます、これも取り決め方がいろいろございまして、なんらかの取り決めをしている割合、母子家庭では 34.8%、父子家庭は 32.1%というような状況でございます。次 88 ページをご覧くださいませでしょうか。これが実施されているかどうかお伺いしたのが 88 ページの下段の方の帯グラフでございます。こちら実際行っているというのが母子家庭では 18.4%、父子家庭の場合は 21.3%という結果でございます。

続きまして 103 ページをご覧くださいませでしょうか。次は住居に関する項目でございまして、ひとり親家庭になってから住居に関して困ったことという質問に対して一番多い回答が家賃が高く家計を圧迫する、これが 44.2.%です。次が特に困ったことはないが 30.7%、その次がなかなか公営住宅に入居できないが 19.6%ということです。その下の斜線が前回平成 26 年調査となつてございます。続きまして 111 ページをご覧くださいませでしょうか。福祉サービスを受けるときに困ったことということで福祉サービスを受けるときに不満なこと、困ったことは何ですかということで一番多いのがどこまで支援してくれるのかわからなかったが 36.8%、次に何をしてくれるのかわからなかったが 32.7%、どこに相談に行けばいいのかわからなかったが 28.7%ということで下の斜線が前々回調査でございますが傾向としてはあまり変わらないという結果が出ております。次に 113 ページをご覧くださいませでしょうか。現在困っていることは何ですかという質問でございます。こちらは上の網掛けが母子家庭、下の斜線が父子家庭でして母子家庭で一番多いのが経済的なこと 62.6%、次に子供の教育や進学、しつけのことが 40.8 %、次が老後のことが 32.7%でございます。父子家庭の方は 1 番が経済的なこと、2 番目はこどもの教育やしつけに関すること、3 番目がこどもの健康や精神的なことという結果になってございます。ここまでがひとり親家庭の分でございまして、寡婦世帯の調査結果も少し説明させていただきます。

まず 119 ページをご覧くださいませでしょうか。寡婦世帯ですので養育されているこどもさんがすでに 20 歳を超えられている世帯を対象にアンケートを取った結果でございますが、まず 119 ページ同居の家族というところいきますと、単身世帯が 49.2%、次にこどもと同居が 40%という結果になっております。次に 120 ページをご覧くださいませでしょうか。就労の有無についてお聞きしたところ働いておられるが 37%、働いていないが 62%となっております。次に 127 ページご覧ください。

	寡婦世帯の家計の状況ということでこちら年間の総収入を 50 万刻みで聞いたところですけども、平均額だけ申し上げますと真ん中のところの文章に書いてあるんですけども各項目を代表値に変換して算出した平均額が 247 万 4 千円となっております。最後 133 ページご覧いただけますでしょうか。寡婦世帯において現在困っておられることということで一番が自分の健康のこと 42%、次が特に困っていることはないが 29.6%、次が経済的なことが 22.4%ということでございます。事務局から説明は以上でございます。
農野部会長	はい、ありがとうございます。非常に膨大な資料を見せていただきましてありがとうございます。こちらの結果につきまして委員の先生方何かご質問、ご意見ございますでしょうか。藤井先生いかがでございますか。
藤井委員	そうですね。ありがとうございました。養育費の取り決めのところと今回初めて行われました面会交流の取り決めのところ非常に興味深く拝見させていただきました。実際ひとり親家庭で一番困っているのが経済的なことということなので養育費について取り決めることが非常に重要なんですけれども実際養育費を取り決めたとなった時に面会交流をしたくないとか取り決めの交渉が煩わしいところが影響して子供と面会交流させることと養育費の取り決めるということが法的には連動しないんですけど事実上影響を与えているのかなと感じました。養育費の取り決めでおられる家庭はどの程度の割合で面会交流をしているかという統計はあるのでしょうか。
農野部会長	いかがでしょうか
中井こども家庭課長代理	今回の調査結果の中にはないのですけどもクロスをかければそこは出ると思いますが今回の調査結果の中ではそれはなく、私もすぐにお答えできるような数値が頭になくて申し訳ございません。
農野部会長	はい、ありがとうございます。 藤井委員よろしいですか。そういうところを問題意識持っていただいたということで。他いかがでしょうか。特にございませんか。矢野委員いかがでしょうか。なにかご意見があればなんでも結構です。
矢野委員	意見というよりも私ども民生委員は行政とのつなぎ役に徹しておるわけですけども、まず相談にお見えになった方々はいろんなところでいろんな知恵を借りて勉強をきちっとしてこられるわけです。そして我々が同行し、また役所との連携を保つにあたってそれは必ず自分の思う枠の中にはめてもらえるものだと思い込んだような形で押し進めてこられる方が多々おみえになるわけですね。そういう時に我々は非常に困るんです。以上です
農野部会長	はい、ありがとうございます。相談窓口なんかはもう就労支援までワンストップでそこに行けばいろんなサービスがあって繋いでいただけるサービス相談体制もとっていただいている中支えてもらえるというそういう感覚は非常に大事なんですけれどもあまりそういうところに頼っていれば逆に自立であったり一歩踏み出すであったり。他になにかございませんか。非常に実態がよくわかる例が出てきていると思うんですけども私がお説明頂いた中でなんかこう心が痛んだのは 21 ページの「お子さんが病気になった時あなたはどのような対応をしていますか」というところで仕事中はこどもがひとりであることをがまんしてもらおうが 3 割もいるというの

	は胸が痛むなあという気がしております。はい、太田委員お願いします。
太田委員	私もこの調査少し拝見させていただいてまして、なかなかいろんなことを教えてくれる調査だなという風に感じました。全体的に母子家庭が父子家庭に比べて経済的に不安定だということがまず通してよく表現されているということと一方で父子家庭、自分が男性なのでその目で少し見てみますと例えば少し気になったのが 17 ページの子育てやこどもとの関係で感じていることの父子家庭なんですけど他の項目はみな大体同じなのですが 26 年と 30 年を比較して一緒なんですけど、b のこどもの気持ちがよくわからないという調査が 26 年と 30 年を比較するとそう思うというのが突出して増えているというのが少し気になりました。一方でその背景としてありながら 20 ページの子育てに関して困ったときの相談先ということで母子家庭と父子家庭を比べて特色的なことの一つは下から二つ目の相談相手、場所がないというのが父子家庭では 20% 近くあると。こういうところから考えるとやはり経済的には母子家庭に比べて恵まれていると考えられるのでしょくけど父子家庭に関しても何かサポートをする必要があるのではないかと思います。以上です。
農野部会長	はい、ありがとうございます。ご指摘頂いたところはこれはひとり親家庭だけではないですけども地域の中で孤立しがちなそういうご家庭を見守る必要があるなと、そしてどれだけいろんな人が関わっていけるそういうコミュニティーを作ることが大事な気がします。他いかがでしょうか。なければ今回の計画で令和 2 年度から 6 年度の計画についてご説明をよろしくお願いします。
中井こども家庭課長代理	そうしましたら続きまして次期計画の説明をさせていただきます。先ほどの実態調査のところで 1 つだけ漏れていた別冊の 4-2 4-1 の後ろにつけてある 4-2 のところなんですけれども実態調査を業者さんの方にプロポーザルで委託してまして、業者の提案によって出してくれたやつなんですけど質的データの分析報告書ということですがこれは何かといいますと、今回 2 つほど自由意見をご回答いただいているところがございまして例えば 2 ページのところ、少しだけご覧いただけますでしょうか。2 ページの上のところに質問として今働いていて困ることは何ですかまたどのような支援があればいいと思いますかということで自由記載をいただいたところがございます。テキストマイニングという手法で自由記載の単語を全部頻度の高い単語を上位羅列して関連付けるやつを結び付けたというのが 3 ページの図なんですけれども要は自由記載としてどういった記載が多かったのというのが 4 ページを少しご覧いただけますでしょうか。働いていて困っていることとして下線を引っぱってあるところがそうなんですけれども、一つ目がこどもが病気になったときや学校行事への参加などを理由に仕事を休みにくいことに困ったり悩んだりしている親が多いというのが一つ。それからこどもが病気になり仕事を休むことで収入が減ることに困っている親がいる、あとそれから生計の柱として児童扶養手当などの給付金へのニーズが高い、それとこどもが病気になった時預かり先に対する困りごとや要望がある、こういったことが主だったものとしてあったということです。次に 5 ページのところ、もう一つの自由記載が問の 46 としてひとり親家庭への子育て支援、就業支援などについての行政、企業、社会への要望や意見、今後の生活で心配なこと、悩んでいることなど、お聞かせくださいということの質問に対しての自由記載とし

	て多かったのが 7 ページご覧いただけますでしょうか。これもアンダーラインのところですけど、こどもに関する相談窓口に対する要望やニーズを表していたりとか、主に就労における困りごとや支援に対する要望やニーズを表している、就労の場面における人間関係に対する不満や世間一般の人の態度や姿勢に対する意見、それから長時間労働や残業などの働き方への現状について不満や意見を持つ親が多い、あとそれから生活の柱として児童扶養手当などの給付金へのニーズが高い、それとこどもの進路への不安を感じている一方で、大学進学を望む親が多い、こういった自由記述があったということです。すみません先ほど合わせて説明させていただけばよかったんですけども前後して申し訳ございません。
農野 裕会長	ありがとうございます。
中井 こども家庭課長 代理	続きますして議題の 3 つ目のところを説明させていただきます。冒頭にも申しあげましたが、現計画が今年度をもって終了となっておりますして来年度からは新たな計画に向けて今後また計画の素案等をまたお示しさせていただきたいんですけれども、本日につきましてはその計画の基本的な考え方いわゆるキモ、骨となる部分を説明させて頂きまして皆様方のご意見を頂きたいと考えております。資料は 5 になります。ご用意いただけますでしょうか。まず資料の 5 の 1 ページ目でございます。この計画の策定の趣旨でございます。ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担っているため、経済的・精神的な負担感は大きく、サポート体制の充実が求められております。離婚や配偶者の死亡、未婚であったりひとり親家庭となる事情は様々なんですが、ひとり親家庭となった直後から生活は大きく変化します。特に母子家庭の母の場合、就業経験が少ないなど就職や再就職をするのに困難を伴うことが多く見受けられます。雇用形態は正職員の割合の比率が依然として低く、パート、アルバイトなど就職しても低賃金で就業している人が多い状況となっています。このことが、母子家庭の平均収入が一般家庭と比べて低いことにつながっていると考えられます。また父子家庭においても、ひとり親家庭になる前は正社員であった割合が、ひとり親家庭になった直後に減少し、パート・アルバイトが増えている状況もございます。あと、養育費の取り決めについてはまだまだ取り決めを行っている割合は低くその履行も十分には進んでいない状況でございます。加えまして、ひとり親家庭で養育されるこどもが受ける精神面での影響や進学の悩みなど、子供の成長過程において生じる諸問題についても、十分な配慮が必要と考えられます。国の方においては平成 14 年に母子及び寡婦福祉法などの関係法律を改正し生活支援、就業支援、養育費の確保策、経済的支援の 4 本柱で総合的な支援策を推進してきております。本市においてもこの国の基本方針に基づき、平成 17 年 3 月に第一次の計画を策定し平成 22 年、27 年に第二次、第三次の計画を策定し支援施策を推進してきたところでございます。現計画の最終年度を迎えるにあたり、自立促進を支援するための支援の在り方について今後の方向性を示す必要があります。また、きめ細やかな就業支援サービスと子育て・生活支援サービスを中心とした総合的・計画的な支援施策を切れ目なく推進するため今の計画を見直し、新たな計画を策定するものです。ということで趣旨の方書かせていただいております。基本的には現在今ある計画の趣旨とほぼ同じ内容のものを記載させていただいているところでございます。裏面ご覧いただけますでしょうか。この計画の位置づ

けでございまして、これも今の計画と同じ書き方でございます。この計画は母子父子寡婦福祉法の第12条に規定しております自立支援計画として、第11条に基づき国が定めた基本的な方針に即して策定しているものでございます。計画推進にあたっては大阪市こども子育て支援計画、大阪市男女共同参画基本計画、大阪市地域福祉推進指針、大阪市こどもの貧困対策推進計画等、大阪市の各種計画・指針と連携を図ってまいりたいと考えております。その下が国の主な動向ということでこれも現計画にある一番下のところに直近のものを追加させていただいているところでございます。次のページご覧いただけますでしょうか。計画の基本理念でございます。大阪市ではひとり親家庭等が社会における多様な家族形態の一つであるという考え方を基本に、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、いきいきと豊かな自立生活を営むことができるとともに、こどもたちがすくすくと健やかに育つことができるような街づくりをめざします。基本的な視点としまして、4つの視点を掲げております。1つめは自立を支援する視点、2つめはこどもの視点、3つめは人権尊重の視点、4つめは総合性の視点ということで、現計画にも掲げているこの4つの視点これらを引き続き基本的な視点として次期計画の策定はどうかということで引き続き掲載の方させていただいております。続きましてその裏面ごらんいただけますでしょうか。施策目標についてでございます。これも現計画と同様5本柱を引き続き考えているところでございまして、1本目が就業支援についてでございます。こちらについてはひとり親家庭が自立した生活を営むことができるよう関係機関と連携を図りながら職業能力開発のための訓練、効果的な職業紹介、就業機会の創出など就業面での支援体制の整備を進めます。また、仕事と子育ての両立やひとり親家庭に対する理解を深め、働きやすい社会環境を創出するため、行政内部や企業、団体等に対する啓発活動・情報提供を推進します。次に子育て・生活支援についてでございます。こちらは子育てと就業の両立ができるよう、保育所の優先入所など多様な保育サービスの提供、日常生活支援事業の推進などにより子育てや生活面での支援を進めます。また市営住宅など優先入居、母子生活支援施設における支援の充実など生活の安定の場を図ります。またこどもの抱えるさまざまな悩みを受け止める相談機能の充実や、こどもに対する重大な人権侵害である児童虐待防止への取り組みを強化するとともに、こどもにさまざまな体験活動の機会を提供するなど、こどもへのサポートを推進します。次に3つめ養育費確保に向けての支援でございます。こちらは当事者が養育費の支払いは強い義務であるというのを当事者や社会が認識する契機となるよう、広報・啓発活動を推進するとともに、ひとり親家庭の養育費の継続した履行確保に向け、相談体制の充実のみならず、養育費の取り決め内容の債務名義化を促進します。4つめ経済的支援については児童扶養手当制度や母子父子寡婦福祉貸付制度がひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に有効につながるよう、制度について積極的な情報提供や、関係職員の研修の充実などに努め、経済面での支援体制を整えます。また医療助成事業などの実施により経済的負担の軽減を図ります。5つめサポート体制の充実ということで、ひとり親家庭がその家族形態によって差別や偏見を受けないよう、人権尊重の社会作りに向けて、教育啓発活動などの取り組みを強めます。また、ひとり親家庭等の抱えるさまざまな悩みや課題に対して、きめ細かな対応ができるよう、相談窓口・情報提供体制を

	拡充するとともに適切な支援が可能となるよう行政と企業、団体等との連携体制を強めます。また、身近な地域社会においてひとり親家庭の親と子の生活を見守り、自立を支援できるよう、行政と地域住民の協働によるサポート体制の充実を図ります。その次に掲載させていただいておりますのがこれらの4つの視点に基づいていわゆる5本柱に基づいて施策の体系、主だったものということでそれぞれ紐づいている施策を掲載させていただいております。今回につきましては3つめの養育費確保にむけての支援をというところで（3）として新たに債務名義化の促進というものを一つ体系付けたのと、一番下のサポート体制の充実というところで（4）民間団体との連携というところを新たに位置づけさせていただいたところがございます。引き続きこのような5本柱で施策を進めていければと考えているところがございますが、国のほうでは冒頭紹介しましたように4本柱になっておりまして、本市の計画においてはそれにもう一つサポート体制の充実の1本を加え、この間5本柱で政策を進めてきたところがございます。このあたりの大きな枠組み基本的な考え方についてまたご意見頂戴したいのとそれともう一つだけ本日追加で資料をお配りしております一番下のところに入れ込みさせていただいております各都市のひとり親家庭等の自立促進計画の指標という一枚物の資料でございますでしょうか。現計画におきましては特に指標というものは掲載させていただいておらないのですが、ちなみに各いくつかの政令市のところを確認させていただいたところどこもなかなか指標の掲載がないのですがその資料の下段をご覧くださいませでしょうか。大阪市のこども・子育て支援会議の方で、計画の策定年度がこのひとり親家庭と同じでして、今年度が計画の最終年度でして、来年度から新たな計画に向けて今会議の方進めておるところでございます。そちらの支援会議のほうの中で「はぐくみ指標」ということで目指すべき目標像を客観的に測定できるよう数値化した成果指標ということ掲げておりましてこの中の一つとしてひとり親家庭に関する指標の方がございます。そこにありますとおり、目指すべき目標像として各家庭の状況に応じた個別支援の仕組みが整っている、はぐくみ項目重点施策としてひとり親家庭への支援の充実、はぐくみ指標としましてひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方及び生活保護受給者等就労自立促進事業で支援した方の就職した割合というものを生活指標のひとつとして提供の方させていただいているところがございます。こども子育て支援計画の方と整合性を図りながらこのひとり親の計画についてもこれ以外にも何か指標としてふさわしいものがあるのかどうか、指標ですので基本的に毎年測れるものがあれば望ましいのですがそういったものも含めて委員の皆さん方からのご意見を頂ければと思います。私からの説明は以上でございます。
農野部会長	はい、ありがとうございます。只今ご説明とともに2つの宿題を頂きました。計画に関する基本理念そして基本的な視点、このあたりは基本理念がころころ変わるようであっても困りますし、また基本的な視点もしっかりと見据えながらこれまでできていただいているので前回の分を踏まえながら書いていただいているということで、施策の目標については債務名義の促進であるとか民間団体との連携そのあたりのことが新しく盛り込んでいただいているとのことですが基本的な視点について少しご意見をいただきたいと思うんですがいかがでしょうか

	私の方から、こどもの貧困を見据えた何かそういう新たな要素が入っていないのでこれをどこかで盛り込む必要があるのではないかなという気がするんですけども遠藤委員いかがですか。
遠藤委員	そうですね。こどもの貧困のところは本当に大事なことでどこに盛り込んでいけばいいのかなと、私も本当に思います。
農野副会長	こどもの貧困という言葉が国も大事な政策として掲げてますが、こどもの貧困という言葉が何かもうひとつどうかなという気がするんですよね。今こどもの貧困施策ということでこども食堂を建てたり、外国の様子を見ていると養育費をしっかりと確保している国ほどひとり親家庭の貧困率が低い、そういうデータをもとに積極的に養育費の確保をしていこうとそういう方向性なのですけども。ただ貧困をどうとらえるかなんですけども経済的な問題は大事な柱なんですけど、それだけではなくてひとり親家庭のこどもさんが担ってしまっている社会的な不利益ということを考えたら、もう少し貧困という言葉のイメージが膨らんだ方がいいのではないかなという気がするんですね。経済的な話になると、児童扶養手当、あるいは養育費の確保になってしまいますし、こどもたちの教育、そのようなことも非常に大事だということになってくると幼児教育をしっかりとすることがこどもが大きくなって自立できる力になったり、幼児教育のなかでも知的能力を伸ばしていくであったり、もっと広い視点で基本的な視点のなかに入れろとしたらどこにはいるのかなと。私の例えば原案としては総合性の視点の中にこどもの貧困を見据えた要素ですね、ひとり親家庭の総合的な支援ですね、それは自立を支援する視点にもなっていくし、人権尊重にもなるしなによりもこどもの視点にもなっていくわけですけども遠藤委員がおっしゃっておられたようにどこに入れ込んだらいいだろうということになるんですけども、藤井委員いかがですか。
藤井委員	こどもの貧困というのは経済的なところで考えると親の経済的なサポートが重要ということになってくるだろうとは思いますが、かなり広く考えてしまうとその点の視点というところでこどもの貧困あらゆる側面での経済的な部分だけにとどまらず教育の機会であるとかいろんな体験をする、いろんな生活面あるいは人生の選択とかそんなところまで広がっていくので総合的な視点のところにそういった要素を入れるべきということのなってくると思います。ですから経済面とそういった部分と2つ入るのかなという風に思うんですけども。
農野副会長	例えば社会関係資本、私たちは人間のつながりが大事な社会とのつながりが大事であり、例えばひとり親家庭のお父さんがなかなかいろんな人と繋がるのが苦手でついつい孤立しがになってその結果こどもさんが見守ってくださる人間関係を形成するの機会がなかなかなかったり、そういうことを聞くと地域とこどもの中でつながっていないということがある意味広い概念でとらえた貧困であるのかなという気がしますので。経済的な課題だけではないこどもの貧困を見据えた総合的な支援のそういったことをずっと書いていただいたらどうかと。いかがでございますか。事務局の方で検討いただければと思います。
安田委員	先ほど先生が言ったように地区でこども食堂をやっているときにその地区に住んでいる子だけが来るのかというところではなくて、その周辺で困難を抱えているとか、お母さんとお父さんが夜遅くまで働いていて帰ってこないとかいうような形

	でいろんなこどもたちが集まる。だからそういうこどもたちにとってこの困窮対策であるこども食堂がいろいろ助かるだろうし、生活困窮者自立支援法に基づくいろんな施策がそういうところに入っていってくればいいなというふうに思うのと、この実態調査、非常に素晴らしい資料だろうと思うのですがようするに女性が結婚する前はある程度働いているんだけど、結婚したら働いている人が減っている、それでまた離婚したらまた働かなければいけない、女性がなにをしたらいいのかわからない人が3割いるということはつまり働いていない人とかちょっとだけ働いて結婚した人達がずっと働いている人よりも何をしたらいいのか自分の生き方とか自立の仕方とかいうのがわからないというようなデータがでてるのであれば女性活躍推進法で女性にもっと働いてほしいこういうふうにハラスメントの法律を作ったりとか、女性が働きやすい職場を作るとかいうような形でその中にひとり親家庭の女性が働く手立てを作ってもいいなというふうに思うんで、僕はこの愛光会館のいろんな就労支援事業とかいろんなものも大切だろうしそれだけに頼らずいろんなところのしごと就労ひろばですとか、ハローワークがやっているような色んな形で総合的にこの施策をやっていくような大阪市になってくれたらいいなという風に思うのと、その具体的なことをやるのは区なんですね。大阪市の本庁の中之島の人たちがやるのではなくて、それぞれの区の人がこの実態を踏まえて公共機関には7.9%の人しか相談に来ていないんだと、就業センター1,000 何人登録しているけど、7.9%の人しか利用していないんだとそういったデータをどうやって変えていくんだということを、大阪市が考えるだけではなくて、区の人が考えていってほしいなと、でそういう中でちゃんと区にひとり親家庭の人たちが相談に気軽に来れるような役所になってくれればいいなと思うんですが、それは難しいなと区役所の敷居が高いなと思いますんで、そういうふうな総合的なものにして欲しいのと、このデータをもう少しひとり親家庭のデータがわかるような形でしてほしいなと、つまりどれだけひとり親家庭が今は3割3割3割正社員、パート、アルバイトそれ以外という形になってるけれど、これがなかなか変わらない。公共機関にくるのが9%8%これも私が20年前調査に一緒に行ったけれども全然変わらない。全然変わっていないことはないんですよ。自立して仕事に母子家庭の人は就いているんだから。変わってないんだけど、なぜこのデータが20年たっても変わらないのかということをもう一回考えてほしいなという思いです。以上です。
農野部会長	ありがとうございました。
山口委員	さっきのこどもの貧困のことについて意見なんですけどね、ちょうどこの実態調査の25ページに学校以外で行った活動や体験の頻度というところで自然体験とスポーツ体験が全くないが3割台最も多くなっているというのがデータに出てたんですけども、うちの法人で皆さんに何が楽しみかといったら、例えばクリスマス会とかね、親子で合宿とか行くんです。それは単に遊びとかイベント、もちろんそれはこどもにとっては大きいんですけども、その文化体験というんですか野外に出てそういうイベントを体験するとかそういうスポーツ施設に行くとか自然をしっかりと得るといふ体験をやはり小さいときにほかの一般家庭では親子でキャンプに行ったり海水浴に行ったりすると、でもシングルマザーの中でなかなかこどもを連れて一泊旅行に行くのは大変なんです。うちはよく琵琶湖に合宿に行っているんで

	すけれども非常に好評なんですよね。親子で海水浴できるのがすごくいいと。こどもの貧困でももちろん経済的な貧困が一番大きいんですけども文化体験は育ちのうえで文化的な成果をしっかりとやっていくというのは、非常に大切な土壌になっていくと感じますね。これは意見なんですけども、ぜひどこかで入れていただきたいと思います。それと住居のことなんですけれどもね。例えば住居でもこどもが勉強する部屋がないと、一間みたいなどころでご飯を食べそこで寝てそこでどんなふうに勉強するのかというのも実態調査でありますので是非住居の貧困というんですかそういうのも専門的にやられている方がおられるんですけども住居のこともぜひ、基本ベースとして入れていただきたいなという風に思いました。
農野部会長	ありがとうございます。少し前ですけれども国連のなかで住居は人権の基盤という名言もあったりしましたので大事な要素だなと思ったりします。今の話をお伺いしながら NPO 法人であったり様々な方々の機関、団体と連携してこどもの貧困というものを広くイメージしていただき、総合的な支援を様々な関係者と連携していくと、そういうのはすごく大事なことだと思いますので、そのあたりを書き込んでいただくという形でよろしいでしょうか。ありがとうございます。そうしましたら続いてですね、もう一つ頂いている宿題なんですけれども、アウトカム指標ですね。大阪市の教育・保育・子育て支援部会のこども・子育て支援計画の中で、はぐくみ指標として今掲げていただいているひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方及び生活保護受給者等就労自立促進事業で支援した方の就職した割合をカウントするとこれは大阪市さんの教育・保育・子育て支援部会の方でまとめられた指標ということで、これもカウントしていただいているということですけど、今後ひとり親家庭の自立促進計画の中で何かそういう指標になるものがあればということなんです。ひとり親家庭の実態調査については5年に一回計画自体が5年ですので、できたら毎年カウントしながら動向を見据えられるようなものがあつたらいいのかなという気がするんですけど、毎年調査をするというのは大変なことなのでとれるデータの中で制限はあるのですが、こんなことがあればいいというご意見があればいかがでしょうか。 資料3-1 でいただいている施策の一覧表ですか、参考に施策のサービスを受けるときに例えば申請をするという時に、ひとり親家庭かどうか非常にセンシティブな情報なのでいただいた申請書の中にそれだけピックアップして使うというのは個人情報ですし、非常にナーバスな情報ですので、カウントするときに非常に難しい項目が入っているだろうということを考えておかないといけないという気がするんですけど。ちょっと難しいテーマなので皆さん方、考えていただいて、次回までにご意見があれば事務局さんの方にお送りさせていただくというのは可能でしょうか。時間をかけてお話するのがちょっと難しくなっている状況ですので、できたら何かこう意見があれば事務局さんの方に。どういう形で。
瑞慶覧課長	また、このはぐくみ指標については各委員さんや関係者の方にご意見いただけるように何かコメントいただけるような用紙をメールで送らせていただいて、計画素案の関係がありますので、集計の方はこちらで検討させていただいて。
農野部会長	そうしましたら、意見をいただいて事務局さんの方で検討いただくということで、メールで連絡があると思いますのでお考えいただければと思います。時間が迫

	ってきているんですけどもいろいろと活発なご意見を頂きましてありがとうございます。出射矢委員お付き合いいただきましてありがとうございます。ハローワークはじめいろんなところで支援をされていると思うのですが、ひとり親家庭の感想でも何かお声をいただければ。
出射谷委員	いろいろご意見をお聞きしていたんですけどもやっぱり生活の基盤というのは働くということが根幹にありますのでハローワークとしての責任が非常に重いなというふうに思っております。例えば求職活動をされているところでアンケート調査の中にもあったんですけども例えばこどもがいることを問題にされたとか、年齢制限のために応募先が限られたことについては一定法律で禁止されている事項でもありますので行政としてしっかり日ごろ指導して本人の能力とか適正でしっかり判断してもらわなければいけないなど。過去に比べましてポイントとしては減っているんですけどもまだまだ高い水準で残っておりますので行政としての努力が足りないのところなのかなと痛感しております。ただ、一番ショックだったのが母子家庭のお母さんで求職活動でどこに相談すればよいのかわからないとか気軽に利用できる相談先がないという、ハローワークの存在自体が、あと機能がまだまだ周知できていないのかなというのが非常にショックでもありますししっかりやらないといけないなと思っております。両立支援のハローワークといたしましてはマザーズハローワークというのがありましてそこではハローマザー企業という取り組みをしまして例えばその学校の行事で休みがとりやすいとか育児休業を取得している企業で子育てに理解がある企業であるとか一定基準を満たした会社を掲示したりですとかやっていることもあるんですけどもやっぱりまだまだ少ないというのが現状ではあります。できればしっかり集中して両立支援のハローワークを気軽に使っていただけるように我々も努力をしていかなければいけないなとは思っています。先ほど委員の方がおっしゃっておられた会社の方が例えば母子家庭のお母さんとかを募集したいといったときにハローワークに行くといろんな方が応募に来ると、ハローワークは行政ですので特定の方を対象にした求人とかなかなかできないんですが、例外的に例えば今でいうと就職先氷河期世代の方を限定した求人とか法律を改正してですね対応できるようにあるいは解釈で対応できるようにしている部分はあるんですけど、例えば年齢を設けるのも例外規定で、例外で認められるところもありまして、なかなか特定の方をご紹介するのがむずかしいんですけども府内の大半のハローワークにマザーズコーナーというのがありまして、そちらの方には先ほどもいいましたように女性が応募しやすい、特にお子さんをお持ちのお母さん、お父さんが応募しやすい求人をご用意しておりますので是非ハローワークでご相談していただけたらなという風には思っております。
農野部会長	はい、ありがとうございます。国もずいぶん前からファミリーフレンドリー企業を表彰しておられますが、できたらひとり親家庭にやさしい企業があったらいいなと思います。是非よろしくお願いします。時間になってしまったんですけどもそういう形で指標につきましてはご意見を頂きたいと思っておりますけれども、今日の議案は以上になるんですけども特に委員の先生方特にご意見ございませんでしたら、ここで終わりにさせていただきたいとよろしいでしょうか。事務局さんにお返ししようと思うんですけどもよろしいでしょうか。はいありがとうございます。そしたら事務

	局さんよろしく願いいたします。
瑞慶覧課長	事務局からですけど、新たな自立促進計画策定に向けた今後のスケジュールについてご説明させていただきます。実態調査の結果や今回いただいた意見等をもとに、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画素案を作成いたしまして、12月に令和元年度の第2回の部会を開催しましてその後こども・子育て支援会議にも報告の上パリックコメントを実施したいと考えております。パリックコメント実施結果を踏まえまして計画案を作成し3月に再度部会を開催していきたいと考えております。その後こども子育て支援会議に報告し「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定と考えておりますのでよろしくお願い致します。
農野部会長	はい、ありがとうございます。12月にまた第二回目の会議が開催されるということですので、そして3月は3回目ですか。今後とも委員先生方よろしくお願い致します。今日は活発なご意見いただきましてありがとうございました。それでは本日の議事はこれで終了したいと思いますのでみなさんありがとうございました。